

「静清信用金庫 通帳レス口座」に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「静清信用金庫 通帳レス口座」(以下「通帳レス口座」という)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ①預金共通規定
 - ②総合口座取引規定
 - ③普通預金規定
 - ④自由金利型定期預金(M型)規定
 - ⑤自動継続自由金利型定期預金(M型)規定

2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて「静清信用金庫公式アプリ せいしん」(以下、「本アプリ」という)の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「有通帳口座」という)のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および本アプリへ対象となる預金口座の登録を必須とします。

3. (取扱店の範囲)

通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。)のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引(振替入金、定期入金等)はご利用いただけません。

4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、本アプリによりご確認いただけます。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、本アプリにより切替えることができるものとします。
- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、本アプリで確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。
- (4) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、本アプリで確認がで

きます。

6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

(1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができるものとします。

※本アプリで口座開設をお申込みいただいた口座を有通帳に切り替えることはできません。

(2) 通帳レス口座を本アプリから削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。

(3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。

(4) 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

7. (店頭での預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金を受入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。なお、現金での受入れは、キャッシュカードの紛失、盗難、磁気ストライプ不良によりキャッシュカードがご利用できない場合等、当金庫がやむを得ないと認めた場合に限りま

8. (店頭での預金の払戻し等)

(1) 店頭において通帳レス口座からの払戻しをする場合、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。なお、預金の払戻しは、キャッシュカードの紛失、盗難、磁気ストライプ不良によりキャッシュカードがご利用できない場合等、当金庫がやむを得ないと認めた場合に限りま

(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

9. (本アプリによる定期預金取引に関する注意事項)

(1) 本アプリにより当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、本アプリに通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座（以下「登録総合口座（普通預金）」という）とする場合に受け付けます。

(2) 本アプリにて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座（普通預金）のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。

(3) 本アプリにおける定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座（普通預金）へ振り替えます。

(4) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続きが必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

10. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。当該預金の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (2) 通帳レス口座を解約した時点で、本アプリでは、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

11. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの特約の変更は、変更を行う旨および変更後の特約の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(令和 6 年 7 月 8 日現在)